

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 市街地再開発事業の事業計画の変更……………
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 知事指定薬物の指定の失効……………
- ………(福祉保健局健康安全部業務課)……………二
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除(二件)……………
- ………(建設局河川部指導調整課)……………二
- 土砂災害警戒区域等の指定……………
- ………(同)……………四
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- ………(同)……………五
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………
- ………(海区漁調)……………五
- 東京海区漁業調整委員会会議規程の一部改正……………
- ………(同)……………六
- 東京海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程の一部改正……………
- ………(同)……………六
- 東京海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正……………
- ………(同)……………六

規程の一部改正……………六

告示 (内水漁管)

- 東京都内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程の一部改正……………七
- 東京都内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正……………七

公告

- 土地区画整理事業の事業計画の縦覧……………
- ………(都市整備局市街地整備部企画課)……………七
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………七

告示

東京都告示第千四百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十一月二十七日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画公園事業第八・二・七号深大寺・佐須地域農業公園
- 三 事業施行期間 令和二年十一月二十七日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地の取用の部分 調布市深大寺南町二丁目地内

使用の部分
なし

東京都告示第千四百四十三号

東京都都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十六条において準用する同法第五十四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 市街地再開発事業の種類及び名称 東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業
- 二 事業施行期間 平成三十一年二月二十日から令和七年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区高輪二丁目、同区芝浦四丁目及び同区港南二丁目の各一部
- 四 施行者の名称 東京都
- 五 事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所
- 六 事業計画の決定の年月日 平成三十一年二月二十日
- 七 変更の内容 事業施行期間を令和十年三月三十一日まで延長する。
- 八 事業計画の変更の年月日 令和二年十一月二十七日

東京都告示第千四百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目的一部、同所 令和二年十一月
一番の一部、二番及び三番の一部並 九日
びに羽田空港三丁目一番の一部、三
番一から同番十四まで、同番十五の
一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十五号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都
条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定
薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規
定により告示する。

令和二年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 メチルニソジメチルニ「1」
(ペントール4エンニール)ニ「1」
ンダゾール3カルボキサミド」ブタノア
イト及びその塩類(通称名MDMB-4en
PINACA)

(二) 化学名 1ニ「2」メチル4ニ「E」3ニフ
エニルプロパー2エンニール」ピペラ
ジニ「1」イル」ブタンニ「1」オン及びその

塩類(通称名2-methyl-AP-23
7)

(二) 化学名 N・Nジエチルニ「2」ニ「4」イ
ソプロポキシフェニル)メチル」ニ「5」ニト
ロニ「1」Hニベンゾ「d」イミダゾールニ「1」
イル」エタンニ「1」アミン及びその塩類(通
称名Isotonitazene)

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有
効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に
規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医
療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和二
年厚生労働省令第八十五号)の施行により、医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項
に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和二年十一月二十九日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

●東京都告示第千四百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及
び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第
八百九号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特
別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び練馬区役所において縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
練馬区	旭町二丁目	120001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
練馬区	旭町二丁目	120001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千四百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十六年東京都告示第三百九十二号、平成二十七年東京都告示第千五十三号、平成二十八年東京都告示第三百六十七号及び平成三十一年東京都告示第三百六十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町 田市	山崎町	209005-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	大蔵町 鶴川二丁目	209009-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	成瀬四丁目	209013-K072	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町 田市	山崎町	209005-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	大蔵町	209009-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	成瀬四丁目	209013-K072	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千四百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	山崎町	209005-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	大蔵町 鶴川二丁目	209009-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	成瀬四丁目	209013-K072	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	大蔵町	209009-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	成瀬四丁目	209013-K072	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年十一月二十七日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

特別養護老人ホーム上石 練馬区上石神井三丁目二番十八
神井幸朋苑 号

シヨートステイ上石神井 練馬区上石神井三丁目二番十八
幸朋苑 号

規 則（公）

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月27日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

●東京都公安委員会規則第7号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第6条の3の3」を「第6条の3の5」に改める。

別記様式第2(変)及び別記様式第2の2(変)中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

別表第4採点基準の項12中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都道路交通規則別記様式第2及び別記様式第2の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会告示第三号

東京海区漁業調整委員会会議規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十七日

東京海区漁業調整委員会

第十一条中「東京都海面利用協議会」を「東京海区漁業調整委員会海面利用小委員会」に改める。

●東京海区漁業調整委員会告示第四号

東京海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十七日

東京海区漁業調整委員会

第一条中「第十一条第四項」を「第六十四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

●東京海区漁業調整委員会告示第五号

東京海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十七日

東京海区漁業調整委員会

第一条中「第十条、第二十二條、第三十四條第四項、第三十七條第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項、第二項及び第十三項（法第三十六條第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十八條第三項」を「第六十九條第一項、第七十六條第一項、第八十六條第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項（これらの規定（法第六十九條第一項及び第七十六條第一項の規定を除く。）を法第八十八條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百十六條第二項及び第三項並びに第百七十七條第十四項において読み替えて準用する同条第六項」に改める。

第二条中「第十条」を「第六十九條第一項及び第七十六條第一項」に、「第十四條」を「第十三條」に改める。

第五条第一項中「第一条の二」を「第九条」に改める。

第六条第三項中「第一条の二」を「第九条」に、「求

め」を「規定による求め」に改める。

第七条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第八条中「第一条の二」を「第九条」に改める。

第九条を削る。

第十条第一項中「第一条の二」を「第九条」に、「又は参加人と当事者」を「と当事者又は参加人」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「第一条の二」を「第九条」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「第一条の二」を「第九条」に改め、同項第五号中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第三項中「第一条の二」を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第一条の二」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第二項中「第一条の二」を「第九条」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第一条の二」を「第九条」に、「第十条」を「第六十九條第一項及び第七十六條第一項」に、「同法」を「手続法」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「の規定、第十条から第十二条までの規定及び第十四條」を、「第九條から第十一條まで及び第十三條」に、「法第十条」を「法第六十九條第一項及び第七十六條第一項」に改め、同条を第十五條とする。

附 則

告示 (内水漁管)

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

東京都内水面漁場管理委員会告示第四号

東京都内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程 (平成十二年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号) の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十七日

東京都内水面漁場管理委員会

第一条中「第十一条第四項」を「第六十七条第二項において準用する同法第六十四条第五項 (同条第八項において準用する場合を含む。)」に改める。

附則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

東京都内水面漁場管理委員会告示第五号

東京都内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程 (平成十二年東京都内水面漁場管理委員会告示第三号) の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十七日

東京都内水面漁場管理委員会

第一条中「第十条、第二十二條、第三十四條第四項、第三十七條第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項、第二項及び第十三項 (法第三十六條第三項において準用する場合を含む。)」並びに第三十八條第三項」を「第六十九條第一項、第七十六條第一項、第八十六條第一項 (免許後に条件を付ける場合に限る。)、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項 (こ

れらの規定 (法第六十九條第一項及び第七十六條第一項の規定を除く。)) を法第八十八條第四項 (同条第五項において準用する場合を含む。)) において準用する場合を含む。)、第百六十九條第二項並びに第百七十七條第十四項において読み替えて準用する同条第六項」に改める。

第二条中「第十条」を「第六十九條第一項及び第七十六條第一項」に、「第十四條」を「第十三條」に改める。

第五条第一項中「第一条の二」を「第九条」に改める。

第六条第三項中「時」を「とき」に、「第一条の二」を「第九条」に、「求め」を「規定による求め」に改める。

第七条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第八条中「第一条の二」を「第九条」に改める。

第九条を削る。

第十条第一項中「第一条の二」を「第九条」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「第一条の二」を「第九条」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条を第十条とする。

第十二條第一項中「第一条の二」を「第九条」に改め、同項第五号中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第三項中「第一条の二」を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第十三條第一項中「第一条の二」を「第九条」に改め、同条を第十二條とする。

第十四條第二項中「第一条の二」を「第九条」に改め、同条を第十三條とする。

第十五條中「第一条の二」を「第九条」に、「第十条」

を「第六十九條第一項及び第七十六條第一項」に、「弁明書」を「陳述書」に改め、同条を第十四條とする。

第十六條中「の規定、第十条から第十二條までの規定及び第十四條」を「、第九条から第十一条まで及び第十三條」に、「法第十条」を「法第六十九條第一項及び第七十六條第一項」に改め、同条を第十五條とする。

附則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

公 告

土地区画整理事業の事業計画の縦覧について

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業の事業計画を定めるため、土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第五十五条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間 令和二年十一月三十日から二週間

二 縦覧場所 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所

三 縦覧時間 午前九時三十分から午後五時三十分まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

昭島市中神町三丁目二百六十
四番一、同番八、同番十五及
び同番十六
稲城市東長沼五百二十八番
地の一
株式会社グローバルホーム
代表取締役 上村 範丈

神奈川県川崎市多摩区登戸
三千二百三十四番地二
ホームライフ株式会社
代表取締役 工藤 宗義

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和二年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市小島町三丁目九十番十
三
調布市西つじヶ丘三丁目
三十三番地六
株式会社武蔵野不動産
代表取締役 石井 洋子

府中市是政二丁目三十二番四、
同番十二、同番三十一、同番
三十二及び同番三十六
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

発行
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

